

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第47号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（平成12年岩手県条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																								
<p>(建築物に関する確認申請手数料等)</p> <p>第11条 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請をする者又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知をする者は、確認申請又は計画通知1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（法第86条の8第1項又は第3項の認定を受けて建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをしようとする場合にあっては、当該額の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円とする。））の手数料を納付しなければならない。</p>	<p>(建築物に関する確認申請手数料等)</p> <p>第11条 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請をする者又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知をする者は、確認申請又は計画通知1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（法第86条の8第1項又は第3項の認定を受けて建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをしようとする場合にあっては、当該額の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円とする。））の手数料を納付しなければならない。</p>																																								
<table border="1"><thead><tr><th>床面積の合計</th><th>手数料の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>30平方メートル以内のもの</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</td><td>9,000円</td></tr><tr><td>100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</td><td>14,000円</td></tr><tr><td>200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</td><td>19,000円</td></tr><tr><td>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</td><td>34,000円</td></tr><tr><td>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</td><td>48,000円</td></tr><tr><td>2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</td><td>140,000円</td></tr><tr><td>10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの</td><td>240,000円</td></tr><tr><td>50,000平方メートルを超えるもの</td><td>460,000円</td></tr></tbody></table>	床面積の合計	手数料の額	30平方メートル以内のもの	5,000円	30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	9,000円	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	14,000円	200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	19,000円	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	34,000円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	48,000円	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	140,000円	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	240,000円	50,000平方メートルを超えるもの	460,000円	<table border="1"><thead><tr><th>床面積の合計</th><th>手数料の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>30平方メートル以内のもの</td><td>8,000円</td></tr><tr><td>30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</td><td>14,000円</td></tr><tr><td>100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</td><td>21,000円</td></tr><tr><td>200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</td><td>27,000円</td></tr><tr><td>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</td><td>48,000円</td></tr><tr><td>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</td><td>68,000円</td></tr><tr><td>2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</td><td>200,000円</td></tr><tr><td>10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの</td><td>320,000円</td></tr><tr><td>50,000平方メートルを超えるもの</td><td>610,000円</td></tr></tbody></table>	床面積の合計	手数料の額	30平方メートル以内のもの	8,000円	30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	14,000円	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	21,000円	200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	27,000円	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	48,000円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	68,000円	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	200,000円	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	320,000円	50,000平方メートルを超えるもの	610,000円
床面積の合計	手数料の額																																								
30平方メートル以内のもの	5,000円																																								
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	9,000円																																								
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	14,000円																																								
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	19,000円																																								
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	34,000円																																								
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	48,000円																																								
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	140,000円																																								
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	240,000円																																								
50,000平方メートルを超えるもの	460,000円																																								
床面積の合計	手数料の額																																								
30平方メートル以内のもの	8,000円																																								
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	14,000円																																								
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	21,000円																																								
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	27,000円																																								
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	48,000円																																								
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	68,000円																																								
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	200,000円																																								
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	320,000円																																								
50,000平方メートルを超えるもの	610,000円																																								
2・3 [略]	2・3 [略]																																								

(建築設備及び工作物に関する確認申請手数料等)

第12条 法第87条の2において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請をする者又は法第87条の2において準用する法第18条第2項の規定による計画の通知をする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数を納付しなければならない。

(1) 建築設備を設置する場合(次号及び第3号に掲げる場合を除く。)

9,000円

(2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合(次号に掲げる場合を除く。)

5,000円

(3) 法第86条の8第1項又は第3項の認定を受けて建築設備を設置する場合

5,000円

2 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請をする者又は法第88条第1項において準用する法第18条第2項の規定による計画の通知をする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数を納付しなければならない。

(1) 工作物を築造する場合(次号に掲げる場合を除く。)

8,000円

(2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合

4,000円

(建築物に関する完了検査申請手数料等)

第13条 法第7条第1項の規定による完了検査を申請する者又は法第18条第14項の規定による工事を完了した旨の通知をする者は、完了検査申請又は工事完了通知1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数を納付しなければならない。

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	<u>10,000円</u>
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	<u>12,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>16,000円</u>

(建築設備及び工作物に関する確認申請手数料等)

第12条 法第87条の2において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請をする者又は法第87条の2において準用する法第18条第2項の規定による計画の通知をする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数を納付しなければならない。

(1) 建築設備を設置する場合(次号及び第3号に掲げる場合を除く。)

12,000円

(2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合(次号に掲げる場合を除く。)

6,000円

(3) 法第86条の8第1項又は第3項の認定を受けて建築設備を設置する場合

6,000円

2 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請をする者又は法第88条第1項において準用する法第18条第2項の規定による計画の通知をする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数を納付しなければならない。

(1) 工作物を築造する場合(次号に掲げる場合を除く。)

11,000円

(2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合

6,000円

(建築物に関する完了検査申請手数料等)

第13条 法第7条第1項の規定による完了検査を申請する者又は法第18条第14項の規定による工事を完了した旨の通知をする者は、完了検査申請又は工事完了通知1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数を納付しなければならない。

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	<u>14,000円</u>
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	<u>18,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>23,000円</u>

200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>22,000円</u>
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>36,000円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	<u>50,000円</u>
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>120,000円</u>
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	<u>190,000円</u>
50,000平方メートルを超えるもの	<u>380,000円</u>

2 [略]

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料等)

第14条 法第87条の2において準用する法第7条第1項の規定による完了検査を申請する者又は法第87条の2において準用する法第18条第14項の規定による工事を完了した旨の通知をする者は、13,000円を手数料として納付しなければならない。

2 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査を申請する者又は法第88条第1項において準用する法第18条第14項の規定による工事を完了した旨の通知をする者は、9,000円を手数料として納付しなければならない。

(減額して定める建築物に関する完了検査申請手数料等)

第15条 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物について完了検査を申請する者又は工事を完了した旨の通知をする者は、完了検査申請又は工事完了通知1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	<u>9,000円</u>
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	<u>11,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>15,000円</u>
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>21,000円</u>
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>35,000円</u>

200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>32,000円</u>
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>53,000円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	<u>73,000円</u>
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>170,000円</u>
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	<u>270,000円</u>
50,000平方メートルを超えるもの	<u>510,000円</u>

2 [略]

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料等)

第14条 法第87条の2において準用する法第7条第1項の規定による完了検査を申請する者又は法第87条の2において準用する法第18条第14項の規定による工事を完了した旨の通知をする者は、18,000円を手数料として納付しなければならない。

2 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査を申請する者又は法第88条第1項において準用する法第18条第14項の規定による工事を完了した旨の通知をする者は、12,000円を手数料として納付しなければならない。

(減額して定める建築物に関する完了検査申請手数料等)

第15条 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物について完了検査を申請する者又は工事を完了した旨の通知をする者は、完了検査申請又は工事完了通知1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	<u>13,000円</u>
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	<u>17,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>22,000円</u>
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>31,000円</u>
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>51,000円</u>

1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	47,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	110,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	180,000円
50,000平方メートルを超えるもの	370,000円

2 [略]

(建築物に関する中間検査申請手数料等)

第16条 法第7条の3第1項の規定による中間検査を申請する者又は法第18条第17項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知をする者は、中間検査申請又は特定工程工事終了通知1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

中間検査を行う部分の床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	9,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	11,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	15,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	20,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	33,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	45,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	100,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	160,000円
50,000平方メートルを超えるもの	330,000円

(承認、許可、認定申請手数料)

第17条 [略]

2 法第86条の8第1項又は第3項の認定の申請をする者は、認定申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額(建築設備を設置する場合は、当該額に9,000円を加算した額)の手数料を納付しなければならない。

1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	69,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	160,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	260,000円
50,000平方メートルを超えるもの	500,000円

2 [略]

(建築物に関する中間検査申請手数料等)

第16条 法第7条の3第1項の規定による中間検査を申請する者又は法第18条第17項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知をする者は、中間検査申請又は特定工程工事終了通知1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

中間検査を行う部分の床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	14,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	16,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	21,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	29,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	46,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	61,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	140,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	210,000円
50,000平方メートルを超えるもの	410,000円

(承認、許可、認定申請手数料)

第17条 [略]

2 法第86条の8第1項又は第3項の認定の申請をする者は、認定申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額(建築設備を設置する場合は、当該額に12,000円を加算した額)の手数料を納付しなければならない。

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	<u>5,000円</u>
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	<u>9,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>14,000円</u>
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>19,000円</u>
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>34,000円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	<u>48,000円</u>
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>140,000円</u>
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	<u>240,000円</u>
50,000平方メートルを超えるもの	<u>460,000円</u>

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	<u>8,000円</u>
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	<u>14,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>21,000円</u>
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>27,000円</u>
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>48,000円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	<u>68,000円</u>
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>200,000円</u>
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	<u>320,000円</u>
50,000平方メートルを超えるもの	<u>610,000円</u>

3 [略]

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この条例は、平成21年1月1日から施行する。
- この条例による改正後の建築基準法施行条例（以下「改正後の条例」という。）第13条から第15条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項（法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による確認の申請又は法第18条第2項（法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による計画の通知がされる建築物、建築設備又は工作物に係る手数料について適用し、施行日前に法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知がされた建築物、建築設備又は工作物に係る手数料については、なお従前の例による。
- 改正後の条例第16条の規定は、施行日以後に法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知がされる建築物に係る手数料について適用し、施行日前に法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知がされた建築物に係る手数料については、なお従前の例による。